

## 大阪市市税条例の一部を改正する条例急決処分報告について

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の一部が平成28年4月1日から施行されることに伴い、大阪市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成28年5月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

## 大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第35条の4中「100分の10」を「100分の20」に改める。

第53条第1項中「によつて」を「により」に、「第42条の6第12項」を「第42条の6第7項」に改め、同条第5項中「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に、「第42条の6第12項」を「第42条の6第7項」に改め、同条第8項中「によつて法人税に」を「により法人税に」に、「又は第144条の13の規定によつて」を「又は第144条の13の規定により」に改め、同項第1号中「によつて」を「により」に、「第42条の6第12項」を「第42条の6第7項」に改め、同項第2号及び第3号中「によつて」を「により」に改め、同条第11項中「によつて」を「により」に、「第42条の6第12項」を「第42条の6第7項」に改める。

第64条第5項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め

る。

附則第28項の2第2号イ中「ついて法」を「ついて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「平成28年改正前の地方税法」という。）」に、「又は法」を「又は平成28年改正前の地方税法」に改める。

附則第28項の4第2号イ中「ついて法」を「ついて平成28年改正前の地方税法」に、「又は法」を「又は平成28年改正前の地方税法」に改める。

附則第46項の2第2号イ及び第46項の4第2号イ中「ついて法」を「ついて平成28年改正前の地方税法」に、「第19項」を「第20項」に、「又は法」を「又は平成28年改正前の地方税法」に改める。

附則第136項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同項に次の1号を加える。

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成28年度分

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の大阪市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第53条第1項に規定する法人について、同項に規定する連結適用前欠損金

額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額がある場合における当該連結適用前欠損金額又は当該連結適用前災害損失欠損金額に係る同条第2項の規定の適用については、次に定めるところによる。

(1) 当該法人の新条例第53条第1項に規定する最初連結事業年度（以下この項において「最初連結事業年度」という。）の開始の日（2以上の最初連結事業年度の開始の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は当該連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の開始の日。次号において同じ。）が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間である場合には、同条第2項中「法第321条の8第6項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第16条第15項第1号の規定により読み替えられた法第321条の8第6項」とする。

(2) 当該法人の最初連結事業年度の開始の日が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間である場合には、新条例第53条第2項中「法第321条の8第6項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第16条第15項第2号の規定により読み替えられた法第321条の8第6項」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

5 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

6 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成28年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度以前の年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

7 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。



事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第81条の9第2項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第4項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。第3項及び第4項において同じ。)がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当  
により

該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項  
第7項

若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除する。この場合において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

## 2 - 4 省 略

5 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第  
により

1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に  
により

連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額（0（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあつては、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調  
には

整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、0を超えるものをいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。)が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付  
により

すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る

法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の第7項

12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属税額を控除する。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

#### 6 - 7 省 略

8 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）、第74条第1項、第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条のにより

22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人とのにより

間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第80条又は第144条の13の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分のにより

法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法人税法第80条の規定によつて法人税額の還付を受けた内国法人 第52条第1項、第4項、により

第7項又は第8項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる法人税額又は個により

別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条第7項

の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について

個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額(以下この項から第10項までにおいて「内国法人の控除対象還付法人税額」という。)を控除する。この場合において、内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

(2) 法人税法第144条の13の規定によつて同法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する  
により

法人税額の還付を受けた外国法人(法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいう。以下この節において同じ。)第52条第1項、第7項又は第8項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号イに掲げる国内源泉所得に対する法人  
より

税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額(以下この項から第10項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。)を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

(3) 法人税法第144条の13の規定によつて同法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する  
により

法人税額の還付を受けた外国法人 第52条第1項、第7項又は第8項の規定によつて申告納  
により

付すべき法人税割の課税標準となる同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額(以下この項から第10項までにおいて「外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。)を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

9 - 10 省 略

11 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第  
により

1 項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に  
により

連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第81条の18第1項第4号に掲げる金額（以下この項から第13項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税

額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6 第12項、第7項

第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除する。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

12-14 省 略

（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例）

第64条 省 略

2-4 省 略

5 法附則第15条第2項 第6号の条例で定める割合は、4分の3とする。

第7号

6-12 省 略

附 則

1-28 省 略

28の2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 省 略

(2) 平成28年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 省 略

イ 平成27年度分の固定資産税について附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法  
地方税法

等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正前の地方税  
法（以下「平成28年改正前の地方税法」という。）  
第349条の3又は法  
平成28年改正前の地方

附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこ  
税法

これらの規定に定める率で除して得た額)

(3) 省 略

28の3 省 略

28の4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 平成27年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 省 略

イ 平成27年度分の固定資産税について附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける平成27年度類似特定用途宅地等 当該平成27年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該平成27年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法  
第349条の3又は法  
平成28年改正前の地方税法  
平成28

附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、  
年改正前の地方税法

当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

(3) 省 略

28の5 - 46 省 略

46の2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 省 略

(2) 平成28年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 省 略

イ 平成27年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法  
平成28年

第349条の3（第19項を除く。）又は法 附則第15  
改正前の地方税法 第20項 平成28年改正前の地方税法

条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

(3) 省 略

46の3 省 略

46の4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 平成27年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 省 略

イ 平成27年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける平成27年度類似特定用途宅地等 当該平成27年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該平成27年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法  
第349条の3（第19項を  
平成28年改正前の地方税法 第20項

除く。）又は法 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受  
平成28年改正前の地方税法

ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

(3) 省 略

46の5 - 135 省 略

（東日本大震災による被災自動車の代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税等）

136 東日本大震災により滅失し、又は損壊した法第113条第1項の自動車（以下この項において「被災自動車」という。）の所有者（法第114条第1項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災自動車に代わるものと市長が認める軽自動車（2輪のものを除く。以下この項、附則第139項及び第140項において同じ。）を次の各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された軽自動車に対しては、第81条の規定にかかわらず、

それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間 平成26年度分

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間 平成26年度分及び平成27年度分

(3) 省 略

(1)

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成28年度分

137 - 148 省 略

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略